# 新たな工業団地整備の取組について

商工労働部企業立地課

# 1 取組の方向性

企業立地を促進するため、昨年2月に行政改革推進委員会からいただいた提言を踏まえ、千葉県総合計画「輝け!ちば元気プラン」及び行政改革計画に、立地の受け皿となる工業用地の確保に向けた取組の一つとして、新たな工業団地整備への取組を位置付けた。

### 工業団地整備の基本方向

- (1) 企業ニーズ及び事業採算性の考慮
- (2) 県、県関係機関及び市町村等が保有する未利用地の有効活用
- (3) 県と地元市町村との適切な役割分担による共同事業

### 2 取組状況

新たな工業団地の整備に向けて、企業ニーズの把握・分析をはじめ、工業団地整備のための基礎的調査を実施するとともに、外部有識者により構成される工業団地整備検討委員会を設置して必要な検討を行っている。

### (1) 千葉県工業団地整備検討委員会における検討状況等

#### ① 委 員

	氏 名	役 職 名		
委員長	大 西 隆	東京大学大学院教授		
委員	青 木 英 一	敬愛大学経済学部教授		
	石 黒 真 史	(株)商工組合中央金庫千葉支店長		
	德 増 秀 博	(財)日本立地センター常務理事		
	古谷昌伯	(社)千葉県経済協議会理事 (東京電力(株)執行役員千葉支店長)		

#### ② 検討事項

- ア 本県における工業団地整備の基本的な方針
- イ 工業団地を整備する箇所の選定
- ウ 競争力ある工業団地整備の方策
- エ その他工業団地整備に関し必要な事項

#### ③ 開催状況

ア 第1回委員会

- (ア) 期日 平成22年12月9日
- (イ) 議題(1) 委員長の選出について
  - (2) 本県の企業立地の現状と課題について
  - (3) 工業団地適地の評価基準及び評価手法について
  - (4) 工業団地整備検討委員会の検討事項及びスケジュールについて

#### イ 第2回委員会

- (ア)期日 平成23年1月21日
- (イ) 議題(1) 工業団地適地の評価基準及び評価手法について
  - (2) 本県における工業団地整備の基本的な方向性について

#### ウ 次回開催予定

- (ア) 時期 平成23年2月中
- (イ) 内容 調査対象地の現地視察

#### (2) 検討箇所

調査検討を行っている箇所は、別表1のとおりである。

### (3)調査の実施

検討に必要な基礎データの収集等のため、次のとおり調査を実施している。

- ① 企業立地等意向調查
  - ア 実施期間 平成22年10月~平成23年3月
  - イ 調査内容

現在地に立地した理由、今後の投資の意向、立地に当たって重視するもの等を調査するため、県内の内陸工業団地に立地する全事業所約 1,900 社及び近隣都県に立地する企業約 2,400 社へのアンケート及び面接調査を実施する。

② 工業団地整備基礎調査

ア 実施期間 平成22年10月~平成23年3月

#### イ 調査内容

- (ア) 工場立地の傾向と企業ニーズ・投資の意向等の整理・分析
- (イ) 本県における工業団地整備の基本的な方向性の検討
- (ウ) 県等の保有地7箇所についての評価 等

#### (4) 今後の予定

年度内には、検討委員会の意見等を踏まえ、千葉県企業等誘致推進本部(本部長: 副知事)において候補地を絞り込む予定である。

# (別表1)

# 工業団地整備調査対象地

### 【県関係機関の保有地】

	対象地	所在地	所有者	面積(ha)
1	旧袖ケ浦椎の森工業団地 (2・3期)用地	袖ケ浦市椎の森	企業庁	約48.0
2	旧長南西部工業団地用地	長南町水沼・山内	企業庁	約41.3
3	旧館山工業団地用地	館山市宝貝・稲	企業庁	約28.5
4	旧茂原にいはる工業団地用地	茂原市下太田	土地開発公社	約25.2
5	旧佐原工業団地用地	香取市多田	企業庁	約18.7

# 【市町村の保有地】

	対象地	所在地	所有者	面積(ha)
6	君津市法木地区	君津市法木	君津市	約66.0
7	南房総市千倉町大貫地区	南房総市千倉町大貫	南房総市	約18.0

## 調査対象地の位置



### (参考)

# 千葉県総合計画「輝け!ちば元気プラン」(抜粋)

- Ⅲ-2 挑戦し続ける産業づくり
  - ① 新事業・新産業の創出と企業立地の促進
    - 4 戦略的企業誘致の推進

積極的な企業訪問活動やトップセールスを実施するとともに、本県の多様な魅力に関する情報の提供を行い、地域の特性・強みを生かした国内外の企業・研究所への誘致活動を展開します。あわせて、立地済み企業やインキュベーション施設入居企業などへのきめ細かなフォローアップにより、県外への流出を防止し、県内への再投資を促進します。

また、<u>企業ニーズや市町村の意向を踏まえ、県・県関係機関・市町村などが保有している土地を活用し、事業採算性を考慮した新たな工業団地の整備を市町村と共同して行います。</u>

さらに、市町村と連携して民間の工業団地整備を促進するとともに、立地 企業への助成や工業用水の確保など企業ニーズに即した立地環境の整備を図 ります。

- ○戦略的な企業誘致
- ○市町村との共同による新たな工業団地の整備
- ○立地企業への助成
- ○工業用水の安定供給の確保

# 千葉県行政改革計画(抜粋)

- ④ 時代の変化に対応した県の役割の再構築
  - (オ) 企業誘致の推進にあたっての県・市町村・民間の役割分担の再構築

県・市町村・民間の適切な役割分担、連携・協力という視点を踏まえ、企業立 地促進法を活用し、税源の涵養につながる企業誘致を積極的に推進します。

特に、立地の受け皿となる新たな工業用地の確保については、これまでの県の 土地造成事業を検証しつつ、以下の取組を行います。

- ①企業ニーズや市町村の意向を踏まえ、県、県関係機関及び市町村等が保有している土地を活用し、事業採算性を考慮した新たな工業団地の整備を市町村と共同して行います。
- ②市町村と連携し、民間遊休地の活用や民間による工業団地整備を促進するほか、 市街化調整区域における工業用地の確保を進めます。